

# 習志野市大久保地区公共施設再生事業提案審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 習志野市（以下「市」という。）が実施する大久保地区公共施設再生事業（以下「本事業」という。）を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施するにあたり、事業者を競争性、公正性、透明性を確保し選定するため、学識経験者等からの意見を聴取し、審査を行う習志野市大久保地区公共施設再生事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業者の募集要項の検討に関すること。
- (2) 事業者の審査基準の検討に関すること。
- (3) 事業者からの応募書類の審査および評価に関すること。
- (4) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (5) その他審査委員会で協議することが必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 審査委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号の一に該当する者のうちから市長が委嘱するほか、副市長をもって充てる。

- (1) 社会教育、都市公園、都市計画、建築および民間経営に関し専門的な知識を有する有識者
- (2) PFI手法に関し専門的な知識を有する有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は平成28年5月16日から平成29年3月31日までとする。

2 審査委員に欠員が生じたときは、市長は新たな委員を委嘱することができる。

## (委員長)

第5条 審査委員会に、委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くこ

とができる。

**(議事の公開)**

第7条 審査委員会は非公開とする。(習志野市情報公開条例第8条第5号(契約事務に関する情報)に該当)

2 審査委員会の議事要旨は、事業者との契約後に公表する。

**(委員の責務)**

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本事業に関する提案等への参加および提案に係る者と接触してはならない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、習志野市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

**(審査委員会の事務)**

第9条 審査委員会の事務は、政策経営部資産管理室資産管理課において処理する。

**(審査委員会の解散)**

第10条 審査委員会は、第4条の委員の任期が終了したとき、解散する。

**(委任)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

**附 則**

1 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

2 この要綱は、第4条の任期が終了した時に廃止する。

3 第6条1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。